

青森県教育委員会第853回定例会会議録

1 期 日 令和2年2月5日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時56分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 西北・上北地区統合校開設準備委員会報告書について

議案第1号 青森県子ども読書活動推進計画（第四次）案について・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、野澤委員

・書記

小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 西北・上北地区統合校開設準備委員会報告書について

（古川高等学校教育改革推進室長）

まず、西北地区統合校開設準備委員会について御説明する。

会議資料の1ページを御覧いただきたい。

「（1）設置目的」であるが、金木高校、板柳高校、鶴田高校及び五所川原工業高校の統合による西北地区統合校を令和3年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため、平成29年7月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画に基づき設置したものであり、（2）にあるように4校の関係者、地域の学校教育関係者等を委員として検討いただいた。

「（3）これまでの検討状況等」であるが、御覧のように昨年5月から4回の検討を経て、先月23日に検討状況を取りまとめた報告書を提出いただいた。

次のページを御覧いただきたい。

次に上北地区統合校開設準備委員会について御説明する。

「(1) 設置目的」にあるように、十和田西高校、六戸高校及び三本木農業高校の統合による上北地区統合校を令和3年度に開設するに当たり、必要となる事項の準備を進めるため設置したものであり、西北地区と同様に検討を進めていただいた。また、(3)の下部にあるように、先月21日に検討状況を取りまとめた報告書を提出いただいた。

それでは、それぞれの開設準備委員会の報告書について御説明するので、まずは別冊として配付している「西北地区統合校開設準備委員会報告書」1ページを御覧いただきたい。

主な協議事項を抜粋して、ゴシック体で記載している協議結果を中心に御説明する。

「校名」については、委員から当初10案提案いただいたが、その校名案の構成から、「位置」に着目したグループ、「専門学科」に着目したグループ、「理念」に着目したグループと3つのグループに分けた上で協議を進め、それぞれのグループから校名案を選出した。その結果、『五所川原南高等学校』、『津軽中央高等学校』、『五所川原工科高等学校』、『五所川原実業高等学校』及び『五所川原志学館高等学校』の5案を開設準備委員会の校名案とする。」としている。

5ページを御覧いただきたい。

「目指す人財像」については、第1期実施計画で5点の人財像を掲げているので、「5点を基本としつつ、今後、委員それぞれの意見を踏まえて検討を進めてもらいたい。」としている。

6ページを御覧いただきたい。

「学校像」については、「委員それぞれの意見を踏まえて、より魅力ある学校づくりに向けて検討を進めてもらいたい。」としている。

7ページを御覧いただきたい。

「校訓及び学校標語」については、「統合対象校の4校のものを参考にしながら、新たに制定する方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

「校章」については、『新たに校章を制定すること』または、『五所川原工業高校の校章を引き継ぐこと』の2案が考えられる。なお、新たに校章を制定する場合は、公募またはデザイナー等への委託により制定する方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

9ページを御覧いただきたい。

「校歌」については、「新たな校歌を制定する方向で検討を進めてもらいたい。なお、制定方法については、公募または学校関係者により制作する方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

「制服」については、「これからの時代に合わせた機能的で使いやすい新たな制服を制定する方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

10ページを御覧いただきたい。

「特色ある教育活動」については、「4校がこれまで行ってきた特色ある教育活動を引き継ぎながら、より充実した教育活動を展開できるよう、委員それぞれの意見を総合的に勘案しながら検討を進めてもらいたい。」としている。

11ページを御覧いただきたい。

「普通科と工業科の連携」については、「統合校において普通科と工業科の連携した取組が活発に行われるよう、委員それぞれの意見を踏まえて、具体的な検討を進めてもらいたい。」としている。

12ページを御覧いただきたい。

「部活動」については、「部活動の設置数が多い五所川原工業高校を基本としつつ、女

子生徒の活動の場の確保や生徒のニーズも踏まえながら、統合対象校で行われてきた特色ある部活動を生かしていくという観点で検討を進めてもらいたい。」としている。

以上が西北地区統合校開設準備委員会報告書の主な内容となっている。

次に別冊の上北地区統合校開設準備委員会報告書について、主な協議事項を抜粋して御説明するので、1ページを御覧いただきたい。

「校名」については、『三本木アグリフロンティア高等学校』、『三本木拓生(たくせい)高等学校』、『三本木農業高等学校』、『三本木農業恵拓(けいたく)高等学校』の4案を開設準備委員会の校名案とする。」としている。

3ページを御覧いただきたい。

「目指す人財像」については、第1期実施計画で3点の人財像を掲げているので、「3点を基本としてもらいたい。」としている。

「学校像」については、「委員それぞれの意見を踏まえ、各校の特色ある教育活動の発展や施設整備などの検討を進めてもらいたい。」としている。

4ページを御覧いただきたい。

「校訓」については、「新しい学校の教育目標に沿った新たな校訓を制定する方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

5ページを御覧いただきたい。

「校章」については、「三本木農業高校の校章をベースにデザインや解釈に修正を加える方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

「校歌」については、「三本木農業高校、六戸高校、十和田西高校の校歌を残し斉唱する場面を検討しつつ、新たな校歌を制定することを含め検討を進めてもらいたい。」としている。

6ページを御覧いただきたい。

「制服」については、「男子の制服はブレザー、学生服のどちらにするか検討した上で既存の制服から変更するかどうか検討し、女子の制服は新たな制服を制作する方向で検討を進めてもらいたい。」としている。

7ページを御覧いただきたい。

「特色ある教育活動」については、「3校の特色ある教育活動を引き継ぎつつ充実した教育活動を展開できるよう、委員それぞれの意見を総合的に勘案しながら、具体的な検討を進めてもらいたい。」としている。

8ページを御覧いただきたい。

「普通科と農業科の連携」については、「委員それぞれの意見を踏まえ、統合校の普通科と農業科の連携促進が図られるよう検討を進めてもらいたい。」としている。

「部活動」については、「三本木農業高校の部活動を基本としつつも、生徒のニーズに応じて対応することとし、具体的な検討を進めてもらいたい。」としている。

以上が上北地区統合校開設準備委員会報告書の主な内容となっている。

今後、この報告書を踏まえ校名等について検討を進め、それぞれの統合校の円滑な開設に向け取り組んでいく。

(豊川委員)

今後の審議のスケジュールを伺いたい。

(古川高等学校教育改革推進室長)

統合校の校名については、ただいまの報告書の内容を確認しながら検討を深めることとし、統合校の開設準備に支障が生じないように次年度の早い段階で県教育委員会会議において、校名案をお諮りし決定していただくことを想定している。

その後、「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」を提案し、その議決により決定することとしている。

参考までに、昨年度の中南地区統合校においては、6月県議会で提案し議決をいただいている。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県子ども読書活動推進計画（第四次）案について

(葛西生涯学習課長)

青森県子ども読書活動推進計画（第四次）案について御説明する。

会議資料は3ページ、参考資料は1ページを御覧いただきたい。

本県の子どもの読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定して以来、第二次計画、第三次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきたところである。

このたび、第三次計画の期間が終了することから、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定及び子どもの読書活動をめぐる情勢の変化や本県の現状等を踏まえ、第四次計画を策定するものである。

策定に当たっては、学校図書館関係者、市町村立図書館関係者、幼稚園・保育所関係者、PTA関係者等で組織する「青森県子ども読書活動推進協議会」を設置し、それぞれの立場からの御意見や御提言をいただき推進計画原案を作成した。

参考資料の2ページを御覧いただきたい。パブリック・コメントについては、推進計画原案を基に、令和元年10月31日から11月29日までの30日間で実施し、1者から4件の意見等が提出されている。

「3 区分別件数」は、提出された意見等を計画全般、5つの章、その他として整理したところ、「(1) 計画全般」1件、「(2) 第1章 計画策定について」1件、「(3) 第2章 本県における取組と課題」2件であった。

「4 処理区分」については、おおもり県民政策提案実施要綱に基づき、「(1) 文章修正等」3件、「(5) その他」1件と整理している。

続いて、提出された意見とそれに対する県教育委員会の考え方について御説明する。

3ページを御覧いただきたい。1件目は、「計画全般」についてであり、「本計画の改正には、おおむね賛成である。」という意見をいただいた。

2件目は、「第1章 計画策定について」への意見であり、「平成23年4月、平成24年4月、平成25年4月の『学習指導要領全面実施』について、新学習指導要領がすでに告示まで終わっているのに、旧指導要領の実施の記載は不要ではないか。あるいは、新指

導要領の全面実施予定時期を追加するか。」という内容であった。この意見に対する考え方であるが、第四次計画の1ページから3ページの「2 経緯」では、子どもの読書活動をめぐる国及び本県のこれまでの主な動向を記載しており、学習指導要領の改訂については、校種ごとに告示された年度や実施時期が違うことから、それぞれを記載することとしたものである。なお、新学習指導要領については、現在、全ての校種が告示されているが、幼稚園を除く各校種は今後順次実施される予定であることから、該当する箇所¹に全面実施予定時期を追記することとした。

続いて、参考資料の4ページを御覧いただきたい。3件目は「第2章本県における取組と課題」への意見で、第四次計画の「5ページの[指針2-2]の枠外の文章について、変更案のように『～5.0ポイント減っており、令和元年度の目標値を下回っています。』と他の表現に合わせ、語尾に目標値に対する評価結果の記載をお願いしたい。」というものであった。いただいた意見を踏まえ修正するとともに、同様に4ページの指針[1-1]など4か所の記載を「令和元年度の目標値」に統一することとした。

続いて、4件目も「第2章本県における取組と課題」への意見で、第四次計画の12ページ(2)第1段落の記述に対するものである。パブリック・コメント時の計画案では、「『子どもの読書活動を推進するためには、～乳幼児期からの家庭における読書活動が重要です。』とあり、読書活動推進に読書活動が重要という状態となっている。また、第三次計画では、『～乳幼児から家庭において豊かな読書「環境」に恵まれている～』になっているので、変更案のようにしてはどうか。」という意見をいただいた。

この意見に対する考え方であるが、第四次計画の12ページの(2)第1段落は、子どもの発達段階に視点を置いて「子どもの読書活動を推進するためには、乳幼児期からの家庭における読書活動が重要である。」という考えで記載したが、御意見のとおり記述の一部が重複してわかりにくいため、(2)の記述を、『子どもの読書活動を推進するためには、子どもの心の成長を促すよう乳幼児期のスキンシップや遊びを通じた親子関係を作る取組や、乳幼児期から家庭において読書に対する興味や関心を引き出すような取組が重要です。』と、下線部分を修正することとした。

参考資料の1ページにお戻りいただきたい。

最後に、第四次計画の内容について、御説明する。「1 計画の期間」については、令和2年度から令和6年度までの5年間とした。次に、「2 現状と課題」については、本県の課題を

- (1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消
- (2) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透
- (3) 読み聞かせボランティア等の育成と支援
- (4) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力
- (5) 不読率の改善

に整理した。「3 基本方針」については、

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- (2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

を掲げ、この基本方針に基づき、「4 推進方策」に記載している、各取組を進めていく。

「5 計画の評価」については、基本方針ごとに評価の指針を設け、数値目標を設定し、計画内容の進捗状況を把握していく。

なお、パブリック・コメントの結果及び青森県子ども読書活動推進計画（第四次）については、本定例会で決定後、ホームページで公表することとしている。

（野澤委員）

子どもの読書活動推進はとても大事なことだと思っている。様々な基本方針や推進への取組を行っていることもあり、自分の子どもや孫もよく本を読んでいる。お願いであるが、先生方が読むべき本を読んでいるところを子どもたちに見せて、子どもの読書意欲を刺激していただきたい。読書が習慣となればすばらしいことである。身近に本があり、本に触れることができる、そして本について語る環境を作っていただきたい。今回の計画は数値目標も定めており、この方向性でよい。

（教育長）

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

（早野教職員課長）

1月に行った職員に対する懲戒処分は1件であるが、社会的影響が大きい事案であるため、その概要を御説明する。この事案は、三八地域の高等学校教諭が、令和元年10月11日、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、八戸市内で物損事故を起こしたものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表している。

（教育長）

ただいま、説明のあった件に伴い、県立学校等に対し、通知等を行ったので、私からご報告する。

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、処分を行った1月23日に県立学校及び市町村教育委員会へ通知したところである。県教育委員会としては、今後とも、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図っていく。

何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。